

# 官民競争入札等監理委員会統計部会ヒアリング 御説明資料

平成 18 年 10 月 12 日  
経 済 産 業 省  
経 済 産 業 政 策 局  
調 査 統 計 部

## 配布資料一覧

- (資料1) 経済産業省における指定統計調査の民間開放に関する取組状況
- (資料2) 経済産業省の指定統計調査一覧
- (資料3) 地方公共団体が実査を行っている調査の流れ(例)
- (資料4) 経済産業省の指定統計調査の統計事務別民間開放の状況
- (参考資料1) 国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画(抜粋)
- (参考資料2) 規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)(抜粋)

# 経済産業省における指定統計調査の民間開放に関する取組状況

平成 18 年 10 月  
経済産業省  
経済産業政策局  
調査統計部

## 1. 指定統計調査の民間開放に関する取組状況

経済産業省においては、「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画」(平成 11 年 4 月閣議決定)等を踏まえ、従来から統計調査に係る業務について民間委託等による効率化に積極的に取り組んできたところ。経済産業省実施の 10 の指定統計調査(休止されているものを除く)大半について、必要な予算措置を講じるなどしてデータ入力業務、システムのプログラム作成業務等の民間委託を既に行っている。

## 2. 今後の統計業務の民間開放に対する考え方

今後については、「規制改革・民間開放推進 3 か年計画(再改定)」(平成 18 年 3 月 31 日閣議決定)で示されているとおり、経済産業省が実施する統計業務について、統計の正確性・信頼性の確保、報告者の秘密保持を前提として総務省が実施している 2 つの指定統計調査の試験調査の結果を活用しながら、市場化テスト・民間開放の実施に向けた取組を速やかに推進したいと考えている。

## 3. 指定統計調査の民間開放を進めるにあたっての問題点

指定統計調査の民間開放を進めるにあたっては、統計の質を維持・向上しながら、官民の役割分担を行うことでコスト削減ができるよう、以下の点に留意する必要がある。

- (1) コスト削減につながる仕組みをどのように構築するか
- (2) 調査客体からの信頼性、統計の正確性・継続性の維持・向上をどうやって図るか
  - 民間開放する業務の詳細、確保すべき質、民間事業者の有すべき能力、評価基準等の具体化
  - 適正かつ確実な業務履行のためのモニタリング
- (3) 民間開放を促進するための環境整備
  - 民間事業者の確保
  - 地方公共団体との関係や調査員の位置づけの整理

# 経済産業省の指定統計調査一覧

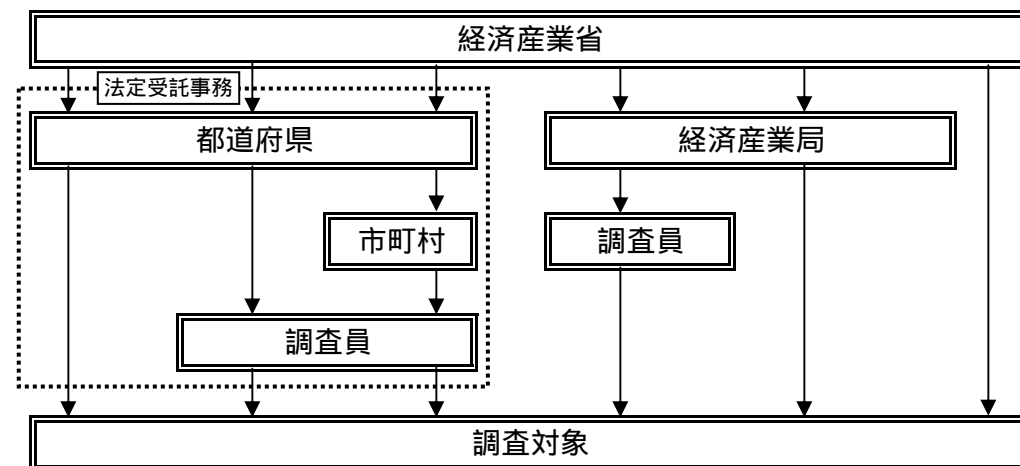
資料2

統計調査名	指定番号	周期	調査実施年	調査の流れ (左下の図表に対応)	法定受託事務	調査対象数	調査員数	所管部署 及び 担当定員 (本省分)	(百万円)						
									総予算 (当初)	本省分 経費	地方局分 経費	うち 調査員 報酬等	地方 公共団体 委託費	うち 都道府 県経費 ( 3 )	うち 調査員 報酬等
工業統計調査	10	毎年	直近：平成17年 (全数調査)			約500,000事業所	約32000人	経済産業政策局 調査統計部 参事官付(6)	1,570.0	96.3			1,473.7	153.4	1,320.2
経済産業省 生産動態統計	11	毎月				約20,000事業所	約700人	経済産業政策局 調査統計部 参事官付(42)	489.7	102.2	103.4	64.6	284.2	64.2	219.9
商業統計	23	5年	直近：平成14年 平成16年(簡易調査) 次回：平成19年			約170万事業所	約60000人	経済産業政策局 調査統計部 参事官付(5)	3,289.5	43.9			3,245.6	417.0	2,828.6
埋蔵鉱量統計	40	5年	直近：平成16年 次回：平成21年			約500鉱山	なし	資源エネルギー庁 資源・燃料部 鉱物資源課(1)	1.6	0.6	1.0				
ガス事業 生産動態統計	43	毎月				約8300事業所	約50人	資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 ガス市場整備課(1)	12.7	7.1	5.6	4.3			
石油製品 需給動態統計	51	毎月				約400事業所	なし	資源エネルギー庁 資源・燃料部 政策課(3)(1)	246.0 (2)	246.0 (2)					
商業動態統計調査	64	毎月				約18,000事業所	約650人	経済産業政策局 調査統計部 参事官付(5)	353.0	23.7			329.4	7.9	302.2
特定サービス 産業実態統計	113	毎年				約53,000事業所 (4)	約2500人 (4)	経済産業政策局 調査統計部 参事官付(5)	140.9	27.2			113.7	6.0	93.0
経済産業省特定業種 石油等消費統計	115	毎月				約1,600事業所	なし	経済産業政策局 調査統計部 参事官付(6)	29.2	19.3	9.9				
経済産業省 企業活動基本統計	118	毎年				約28,000企業	なし	経済産業政策局 調査統計部 参事官付(4)	153.6	84.8	68.8				

(備考) 数値は平成18年調査のもの。工業統計調査については全数調査年(平成17年)の数値。商業統計については本調査年(平成14年)の数値。埋蔵鉱量統計については直近の調査(平成16年)の数値。

- (1) 石油輸入調査(承認統計)、石油設備調査(承認統計)等の業務も併せて担当している。
- (2) 内数。この他、石油輸入調査(承認統計)、石油設備調査(承認統計)、及び他の業務(新燃料に関する統計企画等)の予算が含まれる。
- (3) さらに市町村等へ委託する場合の経費も内数として含む。
- (4) 特定サービス産業実態統計の調査対象数及び調査員数は平成18年の調査計画の数値。

## 調査の流れ図



## 法定受託事務として委託されている経緯

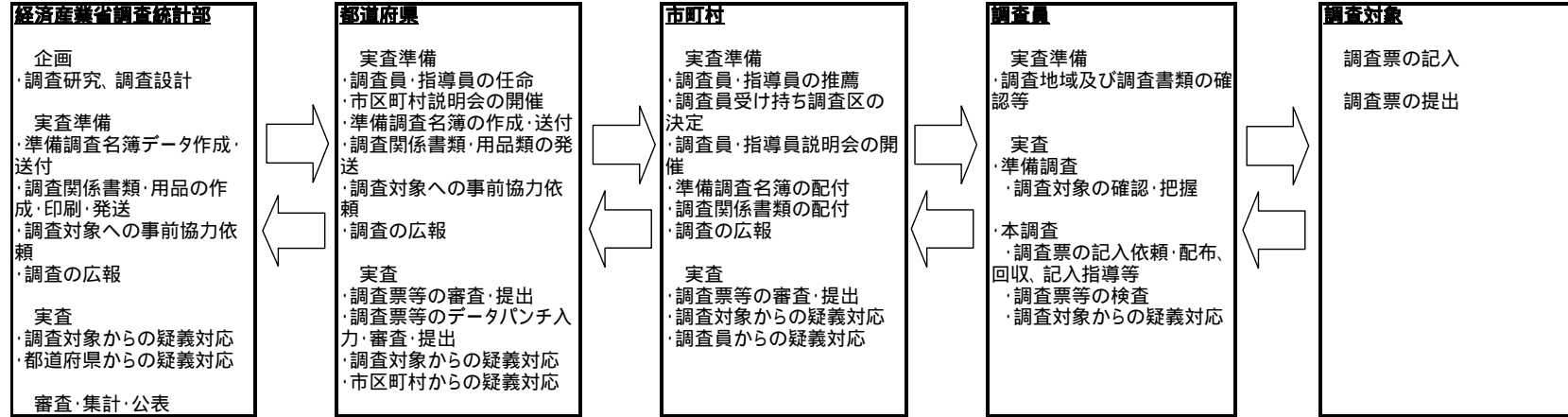
経済産業省が法定受託事務として地方公共団体に委託しているのは以下の統計である。

- 工業統計調査
- 経済産業省生産動態統計
- 商業統計
- 商業動態統計調査
- 特定サービス産業実態統計

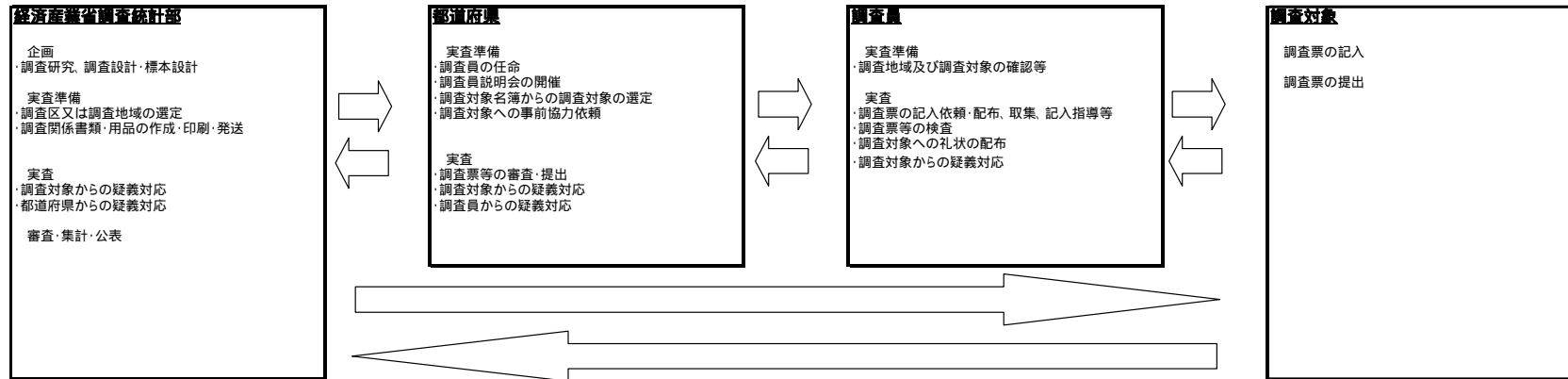
調査対象数が極めて多い調査については、住民との距離がより近い地方公共団体(都道府県、市町村)に委託し統計調査員による調査を行うことで統計の質の確保に重要な回収率の向上を図ることが出来ると考えられたため、調査員による調査が基本であり従前から機関委任事務として地方において実施されていた。機関委任事務として地方に委託されていた統計事務については、平成11年における地方自治法の改正により法定受託事務として整理されることになった。

## 地方公共団体が実査を行っている調査の流れ（例）

### 工業統計調査



### 商業動態統計調査




# 経済産業省の指定統計調査の統計事務別民間開放の状況

平成18年10月12日現在

統計調査名	指定番号	周期	統計事務の種類										
			調査企画	標本設計	標本抽出	実地調査 (配布・収集等)	内容検査	符号付け	データ入力	チェック等	統計表作成	結果審査	調査票の保管
工業統計調査	10	年	内部処理	-	-	地方自治体	地方自治体	-	民間機関	内部処理・ 地方自治体 ( 1 )	内部処理 ( 1 )	内部処理	民間機関 ( 2 )
経済産業省 生産動態統計	11	月	内部処理	-	-	地方自治体・ 地方部局	地方自治体・ 地方部局	-	民間機関	内部処理 ( 1 )	内部処理 ( 1 )	内部処理	民間機関 ( 2 )
商業統計	23	5年 ( 3 )	内部処理	-	-	地方自治体・ 内部処理	地方自治体	-	民間機関	内部処理・ 地方自治体 ( 1 )	民間機関	内部処理	民間機関 ( 2 )
埋蔵鉱量統計	40	5年	内部処理	-	-	地方部局	地方部局	-	地方部局	地方部局・ 内部処理	地方部局・ 内部処理	内部処理	地方部局・ 内部処理
ガス事業 生産動態統計	43	月	内部処理	-	-	地方部局・ 内部処理	地方部局	-	内部処理 ( 1 )	内部処理	民間機関	内部処理	内部処理
石油製品 需給動態統計	51	月	内部処理	-	-	内部処理 ( 1 )	民間機関	-	民間機関	民間機関	民間機関	内部処理	民間機関
商業動態統計調査	64	月	内部処理	内部処理	内部処理	地方自治体・ 内部処理	地方自治体	-	民間機関	内部処理 ( 1 )	内部処理 ( 1 )	内部処理	民間機関 ( 2 )
特定サービス 産業実態統計	113	年	内部処理	-	-	地方自治体	地方自治体	-	民間機関	内部処理 ( 1 )	内部処理 ( 1 )	内部処理	民間機関 ( 2 )
経済産業省特定業種 石油等消費統計	115	月	内部処理	-	-	地方部局	地方部局	-	民間機関	内部処理 ( 1 )	内部処理 ( 1 )	内部処理	民間機関 ( 2 )
経済産業省 企業活動基本統計	118	年	内部処理	-	-	地方部局 ( 1 )	内部処理	-	民間機関	内部処理 ( 1 )	内部処理 ( 1 )	内部処理	民間機関 ( 2 )

- ( 1 ) 大部分を内部処理しているが、一部民間委託しているもの。  
 ( 2 ) 大部分を民間委託しているが、一部内部で処理しているもの。  
 ( 3 ) 商業統計においては周期調査の2年後に簡易調査を行っている。

 民間委託している部分

 地方自治体に委託している部分

# 国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画（抜粋）

（平成11年4月27日閣議決定）

## 第1 事務・事業合理化関連

### 1. 廃止、民営化、民間委託等

（2）次の業務については、従来から民間委託が進められてきたところであるが、民営化、独立行政法人化等を行うもののほか、今後も可能な限り民間委託を進めるとともに、一連のまとまりとして包括的に民間に委託する手法（以下「包括的民間委託」という。）の採用も検討することとする。

#### 統計の処理等

統計事務（集計、データベースの作成・提供、実査等）については、包括的民間委託を含め、民間委託を進め、組織の減量化を図る。このため、各省庁は、本年中に民間委託に関する今後の推進方針を定め、民間委託を進めるものとする。総務庁は、各省庁の民間委託の推進方針及び推進状況を取りまとめて公表するとともに、その後の各省庁における民間委託の進捗状況を毎年とりまとめて、その結果を公表するものとする。

## 規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）（抜粋）

（平成18年3月31日閣議決定）

## 17年度重点計画事項

（横断的制度改革等）

## 1 市場化テストの速やかな本格的導入

（2）「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（公共サービス改革法）」に基づく市場化テストの速やかな本格的導入等

## 統計調査関連業務

統計調査関連業務については、「規制改革・民間開放推進3か年計画（改定）」において、「統計調査の実地調査、集計等の事務については、民間に対し統計調査員と同程度の守秘義務を法律上又は契約上課し、統計調査について複数の民間に委託するような場合に受託者間で調査のレベルに差が出ないように調査方法等のマニュアルの整備を図ること等により、統計の質の維持・向上を図りつつ、原則として民間開放を推進すべきである」旨が閣議決定されており、これを着実かつ速やかに実施する。（市場イ）

上記3か年計画に基づき、平成18年度において、企業を対象とする小規模な統計調査（「科学技術研究調査」及び「個人企業経済調査」（いずれも指定統計調査））について試験調査等を実施する。（市場イ a）

指定統計調査を対象とする市場化テスト・民間開放の検討に当たっては、実査の主体（国・地方公共団体／民間事業者）や調査方法（調査員調査／郵送・インターネット調査）の違いによって結果精度等にどのような影響があるか等をあらかじめ具体的に検証することが有益であり、上記試験調査等は、このような結果精度等への影響の比較・分析等により、指定統計調査全般に関し、企画を除く調査の実施にかかわる業務を民間に包括的に委託すること（民間開放という。）に関して、どのような弊害が生じ得るか、それに対しどのような防止措置を講ずればよいかについて検討し結論を得ることを目的とする。

総務省は、試験調査等の実施に当たっては、企画・制度設計の段階から、調査結果の検証・評価に至るまで、規制改革・民間開放推進会議と密接に連携を図りつつ、これを進める。（市場イ b）

統計の正確性・信頼性の確保、報告者の秘密保護を前提として、上記2つの指定統計調査については、試験調査等の結果を踏まえ、遅くとも平成19年度までに市場化テスト・民間開放を実施する。（市場イ c）

また、関係府省は、その他の指定統計調査について、上記の試験調査等の結果を活用しながら、市場化テスト・民間開放の実施に向けた取組を速やかに推進する。

その一環として、総務省は、同省所管の上記の2指定統計調査以外の全ての指定統計調査について、平成19年度までに（平成19年度に指定統計調査が実施されないものについては、平成19年度以降で調査時期が到来次第順次）市場化テスト・民間開放を実施するため、規制改革・民間開放推進会議との連携の下、遅くとも平成18年度前半までに、そのための計画を策定する。（市場イ d）また、総務省は、他府省所管の指定統計調査等に係る市場化テスト・民間開放を促すため、ガイドラインの改定等所要の措置を速やかに講ずる。（市場イ e）